

山口市清掃工場における維持管理の状況(令和7年度)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項の規定により、山口市清掃工場の煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度、ばい煙濃度を公表します。

1 ダイオキシン類の濃度		※測定位置は煙突で採取		(参考) ダイオキシン類対策特別措置法第28条に基づく測定結果					
採取日	測定結果日	ばい煙		焼却灰（主灰）		焼却灰（集塵灰）		備考	
		1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉		
		ng-TEQ/Nm ³	ng-TEQ/Nm ³	ng-TEQ/g	ng-TEQ/g	ng-TEQ/g	ng-TEQ/g		
		1	1	3	3	3	3		
								規制値	
								WHO-TEF	

・ 残存酸素濃度12%換算値

2 ばい煙濃度		※測定位置は煙突で採取							
採取日	測定結果日	硫黄酸化物		ばいじん		塩化水素		窒素酸化物	
		1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
		ppm	ppm	g/Nm ³	g/Nm ³	ppm	ppm	ppm	ppm

【単位の説明】 ng: 1ｸﾞﾗﾑの10億分の1の量。 TEQ: 異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、各異性体の毒性を、毒性等価係数により換算した量。

ppm: 100万分の1の単位。 Nm3: 温度0℃、1気圧の状態に体積を換算したガス量。 ※残存酸素濃度12%換算値

(参考)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
(昭和四十六年九月二十三日厚生省令第三十五号)

第四条の五の二 法第八条の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 令第五条の二に規定する焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。） 次に掲げる事項

二 前条第一項第二号力の規定による測定に関する次に掲げる事項

- (1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
- (2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
- (3) 当該測定の結果の得られた年月日
- (4) 当該測定の結果

第四条の五 法第八条の三第一項 の規定によるごみ処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

二 焼却施設（次号に掲げるものを除く。）にあつては、次のとおりとする。

カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、

第五条の六の三 法第九条の三第六項 の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

二 第四条の五の二第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ及び二並びに第四号二及びりに掲げる事項 当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日